

進路に関する様々な取り組みや情報をお伝えします。

令和7年度進路関係の行事予定

月	高等部	中学部	幼小学部
4月	進路希望調査、保護者懇談会（進路相談）		・保護者懇談会
5月		・学校見学会（中3）	
6月	・就業体験（高2-2，3-2，3-3）		
7月	・「特別支援学校就労応援団とやま」職場見学 （高1-2，1-3：富山村田製作所） ・就業体験（高1-1，2-1） ・高校生就職ガイダンス（労働局主催 高3） ・オープンキャンパス（希望者）	・オープンハイスクール （中3 希望者） ・学習体験（中3）	
8月			
9月	・採用試験（高3） ・就労応援団とやま 学校見学会	・学習体験	
11月	・就業体験（高1-2，1-3，2-2，3-2，3-3）		
12月	☆先輩に学ぶ（中高生徒、保護者対象）	・進路希望調査、保護者懇談会（進路相談）	・保護者懇談会
1月	・就業体験（高3-2 必要に応じて）		
2月	・移行支援会議・移行支援連絡会（高3）	・願書提出（中3）	
3月	・高校生就職ガイダンス（労働局 高2）	・入学検査（中3）	

☆ 保護者の方が参加できる行事です。ぜひご参加ください。

高等部 就業体験

6月4日～17日に、高等部2-2, 3-2, 3-3の生徒11名が、県内の事業所で10日間の就業体験を行いました。今回もたくさんの事業所に生徒を受け入れていただきました。保護者の皆様には、体験の準備をはじめ、毎日の日誌の記入等ありがとうございました。ご協力いただいた事業所と生徒たちの評価を紹介します。評価については、今後の指導に生かしていきたいと思います。

★ご協力いただいた事業所★（50音順）

一般事業所	特例子会社
<富山市> ・株式会社不二越 ・コーセル株式会社 ・社会福祉法人 光風会 <黒部市> ・YKK AP 株式会社 黒部荻生製造所 <立山町> ・富山スガキ株式会社 立山工場	<富山市> ・朝日印刷ビジネスサポート株式会社
	福祉サービス事業所 <富山市> ・社会福祉法人アルペン会 多機能型就労支援事業所 ワークハーバーMUROYA ・就労継続支援A型事業所オーシャン ・就労継続支援A型事業所 株式会社 PERSON' S いずみ ・特定非営利法人 ハートランド福井 バーガーキング マリエとやま店

●事業所からの評価を紹介します。

- ・業務において不明な点があった際には、自ら進んで質問や相談を行うことができた。（一般）
- ・作業目標を立てた上で、安全・効率・正確性を意識し、集中して作業に取り組んでいた。（一般）
- ・最初は言葉遣いを意識していたが、次第に慣れから気の緩みが見られ、緊張感が保てない場面もあった。（特例・福祉サービス事業所）
- ・今後は、声の大きさや話す速度等、より相手に伝わりやすい話し方を身に付けていけるとよい。（特例・福祉サービス事業所）

<生徒の振り返り>

- ・作業の確認をまず自分で行った上で、近くの人に報告することを意識して取り組むことができた。作業を正確に行うことや、報告をしっかりと行うことを今後も意識して取り組みたい。（一般）
- ・今回の体験では、エントランスや浴場の清掃方法を教えていただいた。清掃を終えたときには、達成感を感じることができた。一方で、体調を崩すこともあったため、今後は自分で体調管理ができるよう意識していきたい。（一般）
- ・作業においては、慎重に確認しながら、確実に進めることを意識して取り組んだ。今後もこの姿勢を大切にしていきたい。（特例・福祉サービス事業所）
- ・喫茶の活動では、お客様の気持ちを考えながら盛り付けを行うことにやりがいを感じた。今後も作業に集中して取り組んでいきたい。（特例・福祉サービス事業所）



「特別支援学校就労応援団とやま」職場見学に高等部1年生が行きました。

企業の見学を通して、勤労意欲を高め、働く際に必要な知識・技能・態度を学ぶことを目的に、高等部1年生5名が、7月7日に株式会社富山村田製作所・株式会社ムラタコスモス富山分室を見学してきました。

会社の業務内容の説明を聞いた後、社員の方に案内してもらい工場内を見学しました。ムラタコスモス富山分室では、社内清掃やパソコンでのデータ保存、紙すき、畑作業等の仕事があることを説明され、生徒たちは積極的に質問をしたりメモを取ったりしていました。今後の進路学習に今回の経験を役立ててほしいと思います。

進路ワード

「合理的配慮①」

知的障害のある人への合理的配慮

「合理的配慮」とは、生活や学習の中で困っていることに対して、その人に合ったサポートや工夫をすることです。必要な配慮は、一人ひとりの特徴や困りごとによって異なります。そのため、相手と話し合い、どんな配慮が必要かをお互いに合意して進めていくことが大切です。そして、実際に行ってみたあとで、「これでいいかな?」「もっといい方法はないかな?」と、必要に応じて見直していきます。合理的配慮は、在学中の学校生活にとどまらず、卒業後の就労や地域生活においても、必要に応じて継続することができます。

【企業における知的障害のある人への合理的配慮例】

業務面の配慮例

- ・新しい業務を教える際は、繰り返し練習することやお手本を見せる。
- ・業務マニュアルや図など、視覚イメージで伝える。
- ・イレギュラーな出来事について、どのようなことが想定されるか、それぞれの事態について、相談相手を特定しておくことや、相談相手が見つからない場合はメモを残すなど、具体的に決めておく。

コミュニケーション面の配慮例

- ・指示を出す際、口頭では、短く簡潔に、具体的かつ理解しやすい言葉を使う。
- ・理解を確認するため、復唱してもらう。

参考書籍 「図解でわかる障害者雇用と就労支援」 日本柳 寛・山下 明美